

令和 9 年度国民健康保険税の税率等に関する諮問及び令和 8 年度国民健康保険運営協議会開催予定について

令和 9 年度は、府中市国保財政健全化計画における、税率等の改定年度ではありませんが、国の令和 8 年度税制改正において、国民健康保険税の医療給付費分に係る課税限度額を 67 万円（現行：66 万円）へ引き上げる改正がなされました。また、令和 9 年度税制改正において、さらなる課税限度額の引き上げが行われる可能性があります。その場合は、今後、東京都全体で国民健康保険税率が統一されることに伴い課税限度額も統一されるため、令和 9 年度税制改正に基づく課税限度額を設定することを検討しております。

さらに、子ども・子育て支援納付金分については、標準保険料率が毎年改正されるため、これに係る所得割率及び均等割額を決定する必要があります。

これらの事項について、令和 8 年度運営協議会において、ご審議いただきたく、次回の運営協議会において諮問を行いたいと考えております。なお、昨年度と同じスケジュールを想定した場合は、次の表の通り、第 3 回運営協議会でご議論いただき、第 4 回運営協議会で答申案をご審議いただくこととなります。

<今後の運営協議会開催スケジュール案>

回数	開催予定時期	審議予定事項
第 2 回	11 月下旬～12 月上旬	・国民健康保険税率等のあり方について（諮問）
第 3 回	12 月中旬～12 月下旬	・国民健康保険税率等のあり方について（市長からの諮問に係る審議）
第 4 回	1 月上旬	・国民健康保険税率等のあり方について（答申）（案） ・令和 8 年度国民健康保険特別会計補正予算の概要（案）について ほか